

群馬県屋外広告物条例 改正案

改正案	改正前
<p>○群馬県屋外広告物条例 昭和三十九年十月十六日条例第八十一号 (許可等の期間及び条件)</p> <p>第十七条 知事は、この条例の規定による許可又は確認（以下「許可等」という。）をする場合においては、許可等の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付することができる。</p> <p>2 前項の許可等の期間は、三年を超えない範囲で、広告物等の種類ごとに規則で定める期間を超えることができない。</p> <p><u>3 知事は、申請に基づき、許可の期間を更新することができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第十八条 <u>削除</u></p> <p>(管理義務)</p> <p>第二十二条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者<u>若しくは</u>これらを管理する者<u>又は</u>広告物等の所有者<u>若しくは</u>占有者（以下「<u>広告物の所有者等</u>」という。）は、これらに関し補修、<u>除却</u>その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</p> <p><u>(点検義務)</u></p> <p>第二十三条 <u>広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物等に</u></p>	<p>○群馬県屋外広告物条例 昭和三十九年十月十六日条例第八十一号 (許可等の期間及び条件)</p> <p>第十七条 知事は、この条例の規定による許可又は確認（以下「許可等」という。）をする場合においては、許可等の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付することができる。</p> <p>2 前項の許可等の期間は、三年を超えない範囲で、広告物等の種類ごとに規則で定める期間を超えることができない。</p> <p><u>3 (新設)</u></p> <p><u>(許可等の期間の更新)</u></p> <p>第十八条 <u>知事は、この条例の規定による許可等を受けた者の申請に基づき許可等の期間を更新することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定による許可等の期間の更新を申請しようとする者は、当該許可等の期間の更新を受けようとする広告物等について、規則で定めるところにより、あらかじめ倒壊又は落下のおそれの有無その他の安全性を点検し、その結果を知事に報告しなければならない。</u></p> <p><u>3 前条の規定は、第一項の許可等の期間の更新について準用する。</u></p> <p>(管理義務)</p> <p>第二十二条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者<u>又は</u>これらを管理する者_____は、これらに関し補修_____その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</p> <p><u>(除却義務)</u></p> <p>第二十三条 <u>広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可等又は</u></p>

改正案	改正前
<p><u>ついて、規則で定めるところにより、法第十条第二項第三号イに掲げる登録試験機関が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について実施する試験に合格した者（第三十四条第一項第一号において「屋外広告士」という。）その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。</u></p> <p><u>2 広告物の所有者等は、この条例の規定による許可等又は許可等の期間の更新の申請を行う場合には、前項の点検の結果を知事に報告しなければならない。</u></p> <p><u>（除却義務）</u></p> <p><u>第二十四条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は広告物の所有者等は、許可等又は届出に係る表示又は設置の期間が満了したとき、若しくは次条の規定により許可等が取り消されたとき又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。第十四条に規定する広告物等について、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。</u></p> <p><u>2 この条例の規定による許可等に係る広告物等を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p><u>（許可等の取消し）</u></p> <p>第二十五条 知事は、この条例の規定による許可等を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可等を取り消すことができる。</p> <p>一 第十七条第一項（<u>同条</u> 第三項又は第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可等の条件に違反したとき。</p> <p>二 第十九条第一項の規定に違反したとき。</p> <p>三 第二十六条第一項の規定による知事の命令に違反したとき。</p> <p>四 虚偽の申請その他不正の手段により許可等を受けたとき。</p>	<p><u>届出に係る表示又は設置の期間が満了したとき、第二十五条の規定により許可等が取り消されたとき又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。第十四条に規定する広告物等について、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。</u></p> <p><u>2 この条例の規定による許可等に係る広告物等を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>第二十四条 <u>削除</u></p> <p><u>（許可等の取消し）</u></p> <p>第二十五条 知事は、この条例の規定による許可等を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可等を取り消すことができる。</p> <p>一 第十七条第一項（<u>第十八条</u> 第三項又は第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可等の条件に違反したとき。</p> <p>二 第十九条第一項の規定に違反したとき。</p> <p>三 第二十六条第一項の規定による知事の命令に違反したとき。</p> <p>四 虚偽の申請その他不正の手段により許可等を受けたとき。</p>



改正案	改正前
<p>三 <u>第二十四条第一項</u>の規定に違反して広告物等を除却しなかった者</p> <p>四 第三十二条の五第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>五 第三十四条第一項の規定に違反して業務主任者を置かなかった者</p> <p>第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十三条第七項の規定に違反した者</p> <p>二 第二十一条の規定に違反して許可等の証票をはり付けなかった者</p> <p>三 <u>第二十四条第二項</u>の規定に違反した者</p> <p>四 第三十一条の規定に違反した者</p>	<p>三 <u>第二十三条第一項</u>の規定に違反して広告物等を除却しなかった者</p> <p>四 第三十二条の五第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>五 第三十四条第一項の規定に違反して業務主任者を置かなかった者</p> <p>第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十三条第七項の規定に違反した者</p> <p>二 第二十一条の規定に違反して許可等の証票をはり付けなかった者</p> <p>三 <u>第二十三条第二項</u>の規定に違反した者</p> <p>四 第三十一条の規定に違反した者</p>